

美浜区地域活性化支援事業に係る審査要領

1 目的

この要領は、美浜区自主企画事業補助金交付要綱第2条第1項第1号に定める地域活性化支援事業の補助金交付決定の審査について、美浜区地域活性化支援事業に係る実施要領（以下「実施要領」という。）を補完するため、定めるものとする。

2 審査委員会

審査にあたっては、以下のとおり審査委員会を設置する。

- (1) 審査委員会に委員長、委員を置く。
- (2) 委員長は、美浜区長とする。また、委員は美浜区副区長、美浜保健福祉センター所長、美浜区地域づくり支援課長とし、美浜区長が特に必要と認める場合は、美浜区長が指名する者を加えることができるものとする。
- (3) 審査委員会は、非公開とする。
- (4) 審査委員会の事務局は、美浜区地域づくり支援課に置く。
- (5) 審査委員会の委員長に事故があるときは、美浜区副区長が委員長の職務を代理する。

3 審査委員会の審査について

- (1) 委員は、別表のシートにより合計50点で審査する。
- (2) 採点の結果、委員が評価項目Iのいずれかを1点、又は総合計点数を25点以下の得点とした場合は、交付対象から除外する。
- (3) 委員は、実施要領第5条第2項に定めるアドバイザーの意見を審査の参考とすることができる。

4 交付の決定

美浜区長は、審査委員会の審査結果を参考に、本補助金の交付について決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 魅力ある美浜区づくり活動支援等に係る審査要領（平成23年5月20日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

申請者	団体名	
	事業名	

評価項目Ⅰ

<p>【評価項目1,2】</p> <p>5点 事業を確実に実施できる</p> <p>3点 事業の実施に際して大きな問題点はない</p>	<p>【評価項目3】</p> <p>5点 団体が継続して活動することが確実である</p> <p>3点 団体が継続して活動することが見込まれるが確実ではない</p>
---	---

評価項目		採点	採点における着眼点
1	事業実施の 確実性	／5	事業が確実に実施できるかどうか
2	収支予算書の 妥当性	／5	事業が確実に実施できるかどうか
3	団体の継続性	／5	団体が確実に継続して活動できるかどうか
評価項目Ⅰ合計		／15	上記1,2,3のいずれかが1点の場合は、交付対象から除外(審査要領による)

評価項目Ⅱ

10点 非常に優れている	3点 やや劣る
8点 優れている	1点 劣る
5点 普通	

評価項目		採点	採点における着眼点
1	地域活性化・課題解決	／10	地域活性化、課題の重要性と課題に対する貢献度はどうか
評価項目Ⅱ合計		／10	

評価項目Ⅲ

5点 非常に優れている	2点 やや劣る
4点 優れている	1点 劣る
3点 普通	

評価項目		採点	採点における着眼点
1	自立性・継続性	／5	今後、本補助金がなくても事業を継続する可能性が高いかどうか
2	活動の主体性	／5	団体自身が主体となって活動しているかどうか (団体自身が活動せず、講師を招いての講演等が活動の主ではないか)
3	事業の対象	／5	対象の多寡ではなく、活動に公共性があるかどうか
4	独自性・発展性	／5	独自の創意工夫や発展性があるかどうか (先進性があり、今後他団体が同様の試みを行うことが期待されるかどうか。また、活動内容に発展性が見込めるかどうか。)
5	影響力・連携	／5	区民主体のまちづくりを促進できるかどうか (事業内容が区民のまちづくり活動への参加や他団体との連携になじまないものである場合は、その理由が妥当であるかどうか)
評価項目Ⅲ合計		／25	
総合計	評価項目Ⅰ合計+評価項目Ⅱ合計+評価項目Ⅲ合計	／50	総合計点が25点以下の場合は交付対象から除外(審査要領による) ※その他、関係法令、補助金交付要綱・実施要領等に定める内容に適合しない場合は交付対象から除外する。